

# 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会長表彰規程

制定 平成25年2月22日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）が国民健康保険診療施設（以下「国保直診」という。）並びに本会の運営と発展に功績のあった者に対して、表彰を行うことを目的とする。

## (地域包括ケアシステム推進功績者に対する表彰)

第2条 国保直診に永年勤務し、医療業務に従事した他、地域の保健福祉事業に積極的に関与し、地域包括ケアシステムの推進に功績があり、別表1の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、これを表彰する。

## (本会事業の推進功績者に対する表彰)

第3条 全国国保地域医療学会（以下「全国学会」という。）の充実発展に寄与した者、本会役員、委員又は都道府県支部長を経験した者若しくは特に地域医療の推進に貢献した者であって、別表2の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、これを表彰する。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、常務理事会の議を経て、会長が行う。

- 2 表彰は、表彰状を授与し、又は感謝状若しくは追賞状を贈呈してこれを行う。
- 3 表彰状は、会員及び会員施設勤務者に対し授与する。
- 4 感謝状は前項以外の者に対し贈呈する。
- 5 追賞状は、遺族に対し贈呈する。
- 6 表彰に際しては、表彰状、感謝状及び追賞状にあわせて記念品を贈呈することができる。
- 7 表彰は、全国学会において行う。

## (表彰の調整)

第5条 この規程に基づいて表彰されたことのある者については、重ねて表彰することはできない。

## (被表彰者の推薦)

第6条 被表彰者の推薦は、本会の会長及び各都道府県協議会会長が行う。

- 2 前項の推薦は、「全国国民健康保険診療施設協議会会長表彰候補者推薦書」により行う。

## (実施規定)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年2月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 別表2に規定する「本会の役員、委員会及び部会委員、都道府県協議会会長」の在任期間には、社団法人全国国民健康保険診療施設協議会の役員等であった期間を通算するものとする。

別表1（規程第2条関係）

地域包括ケアシステム推進功績者に対する表彰基準

| 対象者                          | 基準   |
|------------------------------|--|
| 一 医師及び<br>歯科医師               | 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して20年を超え、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること  |
| 二 事務長                        | <p>次に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p> <p>イ 次に掲げる期間を通算した期間が20年を超えていること</p> <p>(1) 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間</p> <p>(2) 当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務した期間</p> <p>(3) 当該市町村における(2)以外の業務担当部課に勤務した期間の2分の1の期間</p> <p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が5年以上であること</p> <p>(1) 国保直診の事務長としての在任期間</p> <p>(2) 国保直診併設保健福祉施設の事務長としての在任期間の2分の1の期間</p> |
| 三 前一及び<br>二以外の<br>国保直診<br>職員 | <p>次に掲げる要件のいずれかにも該当し、かつ、地域包括ケアシステムの推進に功績があった者であること</p> <p>イ 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して25年を超えていること</p> <p>ロ 次に掲げる期間を通算した期間が10年以上であること</p> <p>(1) 国保直診の各職種業務の管理業務を担当した期間</p> <p>(2) 国保直診併設保健福祉施設の各職種業務の管理業務を担当した期間の2分の1の期間</p> <p>ハ 年齢55歳以上であること</p>  |

(備考)

- 1 事務長にかかる「当該市町村における保健福祉事業担当部課に勤務している期間」とは、次の期間とする。
  - 国保事業担当部課（国保税の賦課、徴収を担当している税務担当部課は含まない。）
  - 国保直診の設置運営に関する担当部課
  - 保健、福祉事業に関する担当部課
  - 介護保険担当部課
- 2 勤務期間の対象とする国保直診併設保健福祉施設の条件は、国保直診と事業会計を同じくする施設または人事交流を行っている施設とする。（別表2も同様とする）
- 3 第三号のロ、国保直診職員にかかる「各職種業務の管理業務を担当した期間」とは、管理職手当を支給されている管理職の在任期間の他、看護師長等の管理職務に従事した期間も含めるものとする。

別表 2 (規程第 3 条関係)

本会事業の推進功績者に対する表彰基準

| 対象者                         | 基準   |
|-----------------------------|--|
| 一 国保直診職員                    | <p>次に掲げる要件のいずれにも該当し、全国国保地域医療学会の充実、発展に寄与した者であること</p> <p>イ 国保直診並びに国保直診併設保健福祉施設に勤務した期間が通算して 25 年を超えていること</p> <p>ロ 全国国保地域医療学会に積極的に参加し、次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) パネルディスカッション、研究発表、示説等のプログラムに通算して 7 回以上出演していること</p> <p>(2) パネルディスカッション等の司会者、助言者及び発言者等として通算して 5 回以上出演していること</p> <p>ハ 年齢が 55 歳以上であること</p> |
| 二 本会の役員、委員会及び部会委員、都道府県協議会会長 | <p>役員等の在任期間（重複する期間を除く。）が 10 年以上であり、かつ、年齢が 55 歳以上であって、本会の発展に功績があった者であること</p>  |
| 三 上記以外の功労者                  | <p>特に地域包括ケアシステムの推進に貢献し本会の発展に功績があった者であること</p>   |

(備考)

- 1 全国国保地域医療学会の研究発表等の出演回数は、同一学会において 2 以上のプログラムに出演している場合でも 1 回として計算する。
- 2 第二号「本会の役員、委員会及び部会委員、都道府県協議会会長」の在任期間には、平成 24 年 3 月 31 日までの社団法人全国国民健康保険診療施設協議会の役員等であった期間を通算するものとする。